

個別注記表

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

①棚卸資産の評価方法及び評価基準

貯蔵品…最終仕入原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

②有価証券及び出資金の評価方法及び評価基準

出資金…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のある有価証券…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない有価証券…移動平均法による原価法

③固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、車両運搬具および平成10年4月1日以降に取得した建物、また平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

④引当金の計上基準

(1)貸倒引当金…売上債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(注)

従来、従業員の退職慰労金の支給に備えるために、内規に基づく期末要支給額を計上してまいりましたが、令和4年5月27日開催の取締役会において、第59期定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止するとともに、同年6月6日開催の第59期定時株主総会において、現任取締役の当該定時株主総会終結の時まで慰労金相当額を打切支給することを決議いたしました。なお、当該打切支給相当額については固定負債の「その他」に計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥会計上の見積りの変更

(既存資産の経済的使用可能予測期間の再見積りによるタクシー車両等の耐用年数変更)

当社は保有する有形固定資産における車両運搬具のうち、タクシー車両等(本体並びに付随機器類)について、近年の使用実績の変化や物理的・機能的要因を多方面に検討した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間に乖離が生じるため、当事業年度期首よりタクシー車両等の耐用年数を従来の7年から10年に変更し将来にわたり適用しております。
この結果、従来の耐用年数によった場合と比べ、当事業年度の営業損失、経常利益並びに当期純利益は5,665,239円改善しております。

2. 収益認識に関する注記

①収益を理解するための基礎となる情報

当社はタクシーによる輸送サービスを主な事業としており、一般乗用旅客自動車運送事業運送約款に基づき旅客に輸送サービスを提供する履行義務を負っております。
輸送サービスの提供は、輸送完了時点で履行義務が充足されると判断し、当該輸送サービスの完了時点で収益を認識しております。

3. 当期純損益金額

当期純利益	2,060,205円
-------	------------